第二条第四項第五号中「営業時間」の下に「（特定成猫の展示を行う場合にあっては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間）」を加える。

第三条第二項第一号中「前条」を「第二条」に改め、同項第九号に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

イ　生後一年以上であること。

ロ　午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

第八条第四号に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を十二時間を超えてはならない。

様式第一中「12　営業時間」を「12　営業時間等」に、「時から　時までの間」を「時から　時までの間（うち特定成猫の展示時間　：　～　：　）」に改め、同様式備考中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8　「12　営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。」を加える。

様式第四中「12　営業時間」を「12　営業時間等」に、「時から　時までの間」を「時から　時までの間（うち特定成猫の展示時間　：　～　：　）」に改め、同様式備考中11を12とし、備考8から10までを一ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

8　「12　営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。」を加える。

様式第七中「営業時間」を「営業時間等」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第百六十一号

G7宮城財務大臣会合等関連行事の仙台開催に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十八年五月十七日

外務大臣　岸田　文雄

ホテル佐勘周辺地域

期間	地域
平成二十八年五月十九日午前十時から平成二十八年五月二十一日午後九時まで	仙台市太白区
	秋保町湯向
	秋保町湯元字薬師
	秋保町湯元字釜土
	秋保町湯元字釜土東
	秋保町湯元字釜土西
	秋保町湯元字釜土南
	秋保町湯元字鹿乙
	秋保町湯元字湯向西
	秋保町湯元字行澤

	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第百六十二号

伊勢志摩サミット関連行事の仙台市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月十七日

外務大臣　岸田　文雄

ホテル佐勘

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
平成二十八年五月二十日から平成二十八年五月二十一日まで	宮城県仙台市太白区	宮城県仙台市太白区	秋保町湯元薬師二十八（次の図面に示す部分に限る。）
	宮城県仙台市太白区	宮城県仙台市太白区	秋保町湯元薬師、秋保町湯向、秋保町湯向西、秋保町湯元鹿乙、秋保町湯元釜土、秋保町湯元釜土西、秋保町湯元釜土東

備考

側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第百六十三号

平成十三年十二月二十一日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正」の締約国につき、平成二十八年四月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年八月十日外務省告示第四百十六号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
スペイン	平成十六年二月九日	平成十六年八月九日
スロバキア共和国	平成十六年二月十一日	平成十六年八月十一日
ベルギー王国	平成十六年二月十二日	平成十六年八月十二日
コスタリカ共和国	平成二十一年六月三日	平成二十一年十二月三日

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
スイス連邦	平成十六年一月十九日	平成十六年七月十九日